

6 経営第1361号
令和6年9月6日

別記各都府県主務部長 殿
(47都道府県主務部長、茨城県農業共済組合連合会会長理事及び全国農業共済組合連合会会長理事宛てに同趣旨の通知を発出)

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

令和6年台風第10号等による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について

令和6年台風第10号等により農作物、農業用ハウス等の被害が発生しており、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来することが懸念されているところです。

貴職におかれましては、これまでも、農業保険の機能が遺憾なく発揮されるよう、貴管内の農業共済組合に対し、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被害を受けた農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう、改めて、御指導をお願いします。